

○ 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について」の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><b>第35条第4項関係</b> 取引主任者証の提示について</p> <p>提示の方法としては、取引主任者証を胸に着用する等により、相手方又は関係者に明確に示されるようにする。</p> <p><b>第50条の2の4関係</b> <u>書面について</u></p> <p><u>本条において読み替えて適用する法第35条第3項の規定に基づき交付すべき書面の記載事項は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第37条の3第1項の規定に基づき交付される書面の記載事項に含まれるため、当該書面を本条において読み替えて適用する法第35条第3項の規定に基づき交付すべき書面として使用しても差し支えないものとする。なお、この場合においても、取引主任者による説明及び記名押印が必要であることに留意すること。</u></p>	<p><b>第35条第3項関係</b> 取引主任者証の提示について</p> <p>提示の方法としては、取引主任者証を胸に着用する等により、相手方又は関係者に明確に示されるようにする。</p>